

和歌山県国民保護計画

平成 1 8 年 1 月

(平成 2 1 年 3 月 一部変更)
(平成 2 6 年 2 月 一部変更)
(平成 2 7 年 6 月 一部変更)
(平成 2 8 年 6 月 一部変更)
(平成 3 0 年 6 月 一部変更)
(令和 7 年 4 月 一部変更)

和歌山県

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2 県国民保護計画の構成	1
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	9
第 4 章 県の地理的、社会的特徴	10
第 5 章 県国民保護計画が対象とする事態	14
第 1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態	14
1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）	14
2 緊急処理事態	14
第 2 県における武力攻撃事態及び緊急処理事態の生起の可能性	15
第 3 県において攻撃目標として考えられる施設	15

第 2 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備等	16
第 1 県における組織・体制の整備	16
1 県の各部局等における平素の業務	16
2 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	17
第 2 関係機関との連携体制の整備	17
1 基本的考え方	17
2 国の機関との連携	18
3 他の都道府県との連携	19
4 市町村との連携	19
5 指定公共機関等との連携	19
6 ボランティア団体等に対する支援	20
第 3 通信の確保	20
第 4 情報収集・提供等の体制整備	22

1	基本的考え方	2 2
2	警報等の通知に必要な準備	2 2
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	2 3
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 3
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 3
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 4
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	2 5
第 5	研修及び訓練	2 5
1	研 修	2 5
2	訓 練	2 5
第 2 章	避難及び救援に関する平素からの備え	2 7
1	避難に関する基本的事項	2 7
2	救援に関する基本的事項	2 7
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2 8
4	交通の確保に関する体制等の整備	2 8
5	避難施設の指定	2 9
6	高齢者、障害者等要配慮者への支援	3 0
7	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	3 0
第 3 章	生活関連等施設の把握等	3 1
第 1	生活関連等施設の把握等	3 1
1	生活関連等施設の把握	3 1
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	3 1
3	市町村における平素からの備え	3 2
第 2	県が管理する公共施設等における警戒	3 2
第 4 章	物資及び資材の備蓄・整備	3 3
1	基本的考え方	3 3
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	3 3
3	県が管理する施設及び設備の整備・点検等	3 3
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	3 4
第 5 章	国民保護に関する啓発	3 5
1	国民保護措置に関する啓発	3 5
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 5
3	市町村における国民保護に関する啓発	3 5

第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 7
1 初動体制と職員の参集基準等	3 7
2 初動警戒体制	3 7
3 和歌山県緊急事態連絡室の設置	3 8
4 国民保護対策本部に移行する場合の調整	3 9
5 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 0
第2章 県対策本部の設置等	4 1
1 県対策本部の設置	4 1
2 通信の確保	5 0
第3章 関係機関相互の連携	5 1
1 国の対策本部との連携	5 1
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	5 1
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	5 2
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	5 2
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	5 3
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 3
7 県の行う応援等	5 4
8 ボランティア団体等に対する支援等	5 5
9 住民への協力要請	5 5
第4章 警報及び避難の指示等	5 6
第1 警報の通知及び伝達	5 6
1 警報の通知等	5 6
2 市町村長の警報伝達の基準	5 7
3 緊急通報の発令	5 8
第2 避難の指示等	6 0
1 避難措置の指示	6 1
2 避難の指示	6 2
3 県による避難住民の誘導の支援等	6 9
4 避難実施要領	7 1
5 避難所等における安全確保等	7 3
第5章 救 援	7 4
1 救援の実施	7 4
2 関係機関との連携	7 7
3 救援の内容	7 8

4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	8 0
5	救援の際の物資の売渡し要請等	8 0
第 6 章	安否情報の収集・提供	8 2
1	安否情報の収集	8 2
2	総務大臣に対する報告	8 3
3	安否情報の照会に対する回答	8 3
4	日本赤十字社に対する協力	8 4
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	8 4
第 7 章	武力攻撃災害への対処	8 5
第 1	生活関連等施設の安全確保等	8 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 5
3	生活関連等施設の安全確保	8 6
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 8
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	9 0
第 2	N B C 攻撃による災害への対処	9 1
第 3	応急措置等	9 4
1	退避の指示	9 4
2	知事、市町村長の事前措置	9 5
3	警戒区域の設定	9 5
4	応急公用負担等	9 6
5	消防に関する措置等	9 6
第 8 章	被災情報の収集及び報告	9 9
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	1 0 0
1	保健衛生の確保	1 0 0
2	廃棄物の処理	1 0 0
3	文化財の保護	1 0 1
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	1 0 2
1	生活関連物資等の価格安定	1 0 2
2	避難住民等の生活安定等	1 0 3
3	生活基盤等の確保	1 0 4
第 11 章	交通規制	1 0 6
第 12 章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	1 0 8

第4編 緊急対処事態への対処	1 1 2
1 緊急対処事態	1 1 2
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 1 2
第5編 復旧等	1 1 3
第1章 応急の復旧	1 1 3
1 基本的考え方	1 1 3
2 ライフライン施設の応急の復旧	1 1 3
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	1 1 4
第2章 武力攻撃災害の復旧	1 1 5
1 基本的考え方	1 1 5
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	1 1 6
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 1 6
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	1 1 6
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 1 6
4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	1 1 7
第4章 国民の権利利益の救済に係る手続き等	1 1 8

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び和歌山県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 4 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

なお、計画の策定に当たっては、「和歌山県地域防災計画」を活用するものとする。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総 論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 緊急対処事態への対処

第 5 編 復旧等

資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、国の基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は必要ない。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、国民保護措置の実施状況等について、記者会見、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供する。

また、情報通信技術の発展の進捗状況を踏まえ、緊急情報等をより迅速かつ正確に提供できるよう関係機関と連携し必要な対策を講じる。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断す

るものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者（病人、乳幼児、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人など）の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

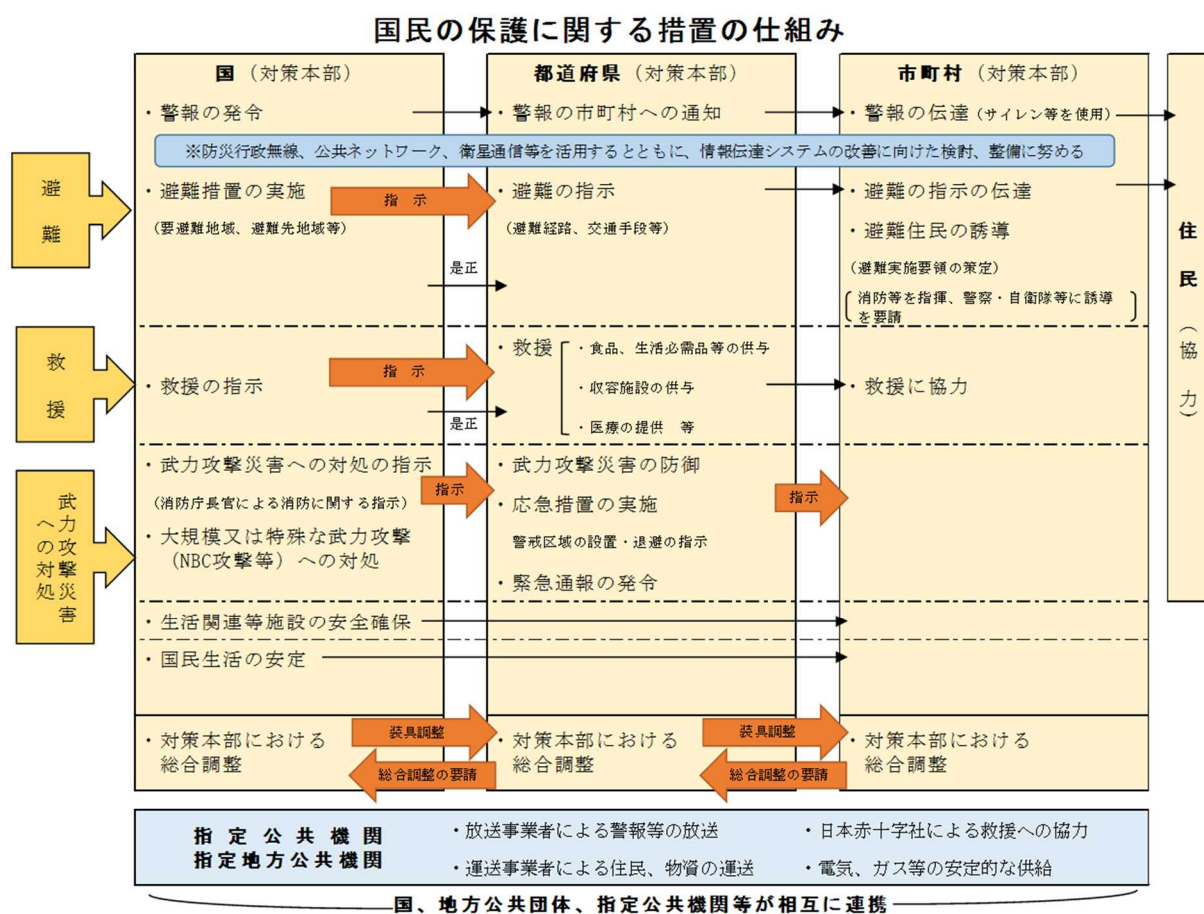
県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

現時点で、武力攻撃事態等において想定される事務又は業務の大綱を記載したものである。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 （和歌山財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関 （和歌山税関支署）	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
和歌山労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 （和歌山森林管理署）	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局 （和歌山運輸支局）	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 （関西空港事務所）	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台 （和歌山地方气象台）	1 気象等の状況の把握 2 気象等に関する資料・情報の提供

第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部) (田辺海上保安部) (和歌山海上保安部海南海上保安署) (田辺海上保安部串本海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がけき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容 並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
電力広域的運営推進機関	1 電力の需給状況の把握 2 会員が営む電気事業に係る電気の需給状況の悪化等への指示

2 関係機関の連絡先

【指定行政機関等】	資料編第2「関係機関」を参照
【国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)】	資料編第2「関係機関」を参照
【他の都道府県】	資料編第2「関係機関」を参照
【関係指定公共機関】	資料編第2「関係機関」を参照
【指定地方公共機関】	資料編第2「関係機関」を参照
【県庁・県地方機関】	資料編第2「関係機関」を参照
【県警察】	資料編第2「関係機関」を参照
【市役所・町村役場】	資料編第2「関係機関」を参照
【消防本部等】	資料編第2「関係機関」を参照
【関係報道機関】	資料編第2「関係機関」を参照
【その他関係機関】	資料編第2「関係機関」を参照

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 位 置

本県は紀伊半島の南西部に位置し、北は和泉山脈を境に大阪府と接し、東は奈良県、南東は三重県に接し、西は紀伊水道を挟んで兵庫県（淡路島）、徳島県と面している。

(2) 面 積

本県の面積は、約4,725 km²で全国総面積約377,975 km²の約1.25%にあたり、全国都道府県中第30位の大きさである。

(3) 地 形

本県は、紀の川沿いを除いて平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。これに対して、山地の面積は広く、傾斜が30度を越える山地が全県の約14%におよび（建設省国土地理院「昭和57年国土数値情報作成調査」）、山地は海岸線までせまっている。山地と平野の間には丘陵地や台地が分布する。

山 地

本県の中央部より北側には、和泉山脈、生石ヶ峰山地、護摩壇山・白馬山地が東西方向に走り、それより南側には果無山脈が東西方向に走り、さらに南側には、千丈塩津山地、大塔山地が北東～南西方向に走っている。山腹斜面は河川の攻撃斜面側が急で、山頂部は北又は西北に緩斜するものが多い。

丘陵地

紀の川沿いの橋本丘陵、田辺盆地周辺の田辺丘陵、紀南沿岸の周参見・古座丘陵が見られる。これらの丘陵はほぼ15度以上30度未満と比較的緩やかな傾斜を示している。

台 地

台地は、紀の川、有田川、日高川などの各河川沿いに発達する河岸段丘と、御坊以南の紀南海岸に発達する海岸段丘（高さ20～50m）に分けられる。

低 地

低地は、主に紀の川、有田川、日高川、富田川沿い等に見られ、海岸近くに砂州が形成され、その後背地に三角州性低地が発達している。

海 岸

海岸線の総延長は651kmであり、和歌山市から潮岬まで502kmの紀州灘沿岸、潮

岬から新宮まで149kmの熊野灘沿岸の2沿岸からなっている。海岸線のうち紀北・紀中は典型的な沈降海岸地域で、御坊以南の紀南海岸は隆起海岸地域であり、海蝕性の岩礁海岸が多く見られて、枯木灘と呼ばれている。

河 川

本県の河川は、大台ヶ原に水源をもつ紀の川が県北を西流し紀伊水道に注ぎ、また東部には、日本最多雨地帯の大峰山脈に源を発し、熊野灘に至る熊野川が県内の2大河川で一級河川となっている。この2河川に挟まれて有田川、日高川、富田川、日置川、古座川等317の二級河川並びに射矢の谷川、神谷川等の100の準用河川及びその他の普通河川がある。

【地形図】

資料編第1「基礎資料」を参照

【地質図】

資料編第1「基礎資料」を参照

(4) 気 候

日本の気候区細分によると、北部は瀬戸内気候区、南部は南海気候区に属している。

一般に、瀬戸内気候区の特徴は、雨が少なく晴天が多いことである。また、梅雨期や台風期の雨は、割合多いが、日射にめぐまれ、蒸発が盛んで、干ばつもよく起こり、乾燥した気候区である。

南海気候区の特徴は、温暖で、最も寒い月でも山間部を除いて月平均気温は6℃以上である。また、梅雨期や台風期は雨が多く、月降水量300mm以上に達し、年降水量は2,000mm以上で、湿潤な気候区である。

年平均気温は、和歌山で16.7℃、潮岬で17.3℃であり、年平均湿度は和歌山で66%、潮岬で71%となっている。

降水量は、一般に12月、1月が少なく、6月、7月の梅雨期と9月の台風期が多い。日最大風速10m/s以上の年間日数は、和歌山で36日で低気圧や台風によるものである。潮岬では、年間50日にも及んでおり、1月から5月に多い。潮岬の12月から2月は、北西季節風が多く現れ、春と秋は、北東風が卓越し、8月は北東と西が同程度となる。

【平均気温、降水量、風配図】

資料編第1「基礎資料」を参照

(5) 人 口

本県の令和2年国勢調査による和歌山県の人口は、922,584人で、前回の平成27年国勢調査に比べ、40,995人(減少4.25%)の減少となっている。平成27年からの5年間で人口増となっているのは、3市町で、人口の増加数が最も多かったのは岩出市の515人(0.96%)の増加、増加率が最も高いのは上富田町で1.65%の増加となっている。

また、65才以上の高齢人口が増加し、人口全体の約33%を占めている。

(令和2年国勢調査確定数による。)

(6) 道路、鉄道

道 路

本県における道路網は、高規格幹線道路として近畿自動車道紀勢線は和歌山市からすさみ町まで整備が進んでおり、京奈和自動車道は和歌山市から橋本市までの県内全区間が整備されている。

次に、主要幹線道路として、国道 24 号は和歌山市から橋本市まで、国道 26 号は第二阪和国道として大阪府阪南市までつながり、国道 42 号は海岸沿いの各市町村を通過し、紀伊半島を一周している。

さらに、和歌山県北部地域と大阪府南部地域を放射線状に結ぶ府県間道路や県内主要都市間をつなぐ国道 168 号、国道 311 号、国道 370 号、国道 371 号、国道 424 号、国道 425 号、国道 480 号などの幹線道路により県内の道路網が形成されている。

鉄 道

本県における鉄道網は、東西を結ぶ幹線として J R 和歌山線が、和歌山駅から紀の川沿いに橋本市を経て奈良県で J R 関西本線と連絡している。

また、南北を結ぶ幹線としては、J R 紀勢本線が、和歌山市駅から海岸沿いに有田市、田辺市、新宮市を経て三重県で J R 関西本線と連絡している。

さらに、本県と大阪都市圏内を結ぶ幹線として J R 阪和線が和歌山駅天王寺駅間を、南海本線が和歌山市駅難波駅間を、南海高野線が極楽橋駅から橋本市を経て難波駅間を結んでいる。

このほか、南海電鉄の加太線、和歌山港線及び和歌山電鐵の貴志川線並びに紀州鉄道が幹線から枝分かれしてそれぞれ市街地を結び鉄道網を構成している。

(7) 生活関連等施設

空 港

本県には、2,000mの滑走路を有する南紀白浜空港（3種C級）が県中央部の白浜町にある。

港 湾

本県には、国際拠点港湾の和歌山下津港、重要港湾の日高港の他、新宮港、文里港など13港の地方港湾がある。

石油コンビナート

石油コンビナートは、県北西部に集中し、和歌山市湊、海南市船尾・下津、有田市初島、御坊市塩屋に所在する。

ダム、発電所その他生活関連等施設

(8) 自衛隊施設

自衛隊和歌山地方協力本部が和歌山市に、陸上自衛隊和歌山駐屯地が日高郡美浜町に、海上自衛隊由良基地が日高郡由良町に、航空自衛隊串本分屯基地が東牟婁郡串本町に所在する。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

和歌山県国民保護計画においては、国民保護に関する基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態

武力攻撃事態の特徴と留意点は、資料編第6「参考資料」を参照

1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）

- (1) 武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (2) 武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより、異なるが、以下に掲げる4類型を対象として想定している。
なお、これら事態は複合して起こることが多いと考えられる。

- ・ 着上陸侵攻
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・ 弾道ミサイル攻撃
- ・ 航空攻撃

2 緊急処理事態

- (1) 緊急処理事態とは武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
- (2) 緊急処理事態の想定は、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

なお、これら事態は武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。

攻撃対象施設による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険

物積載船への攻撃、ダム破壊

- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
弾道ミサイル等の飛来

第2 県における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性

- (1) 武力攻撃事態については、県の日本における地理的位置（太平洋に面した県、東京からの離隔度等）及び現状の国際情勢等から判断して、大規模な着上陸侵攻の可能性は、少ない。

また、小規模なゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、西日本最大の都市が存在する大阪府に隣接することから大阪府で事態が生起した場合に後方攪乱等を狙いとして起こる可能性があると考ええる。

- (2) 緊急対処事態を引き起こす攻撃手段としては、ゲリラや特殊部隊、テロ、弾道ミサイル、航空機が考えられる。
- (3) NBC攻撃については、武力攻撃事態及び緊急対処事態の「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」において想定され则认为る。
- (4) その他隣接府県特に大阪府で事態が生起した場合、和歌山県に大量の避難住民の受入要請が予測される。

第3 県において攻撃目標として考えられる施設

県において攻撃目標と考えられる施設等としては、県等関係施設、自衛隊施設、海上保安庁施設、空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設、発電所・ダム等の生活関連等施設が考えられる。

第 2 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備等

第 1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の職務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局等における平素の業務、職員の職務基準等について定める。

1 県の各部局等における平素の業務

- (1) 県の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係各部局が連携し、和歌山県国民保護対策本部の編成及び事務分掌で定める担当所掌業務について、その準備のための業務を行うものとする。

和歌山県国民保護対策本部の編成及び事務分掌は、第 3 編 第 2 章 (1) 県対策本部の組織構成及び機能を参照

- (2) アクションプログラムによる検討

県は、複数の部局で共同して取り組むべき課題などを検討するため、関係部局の実務担当者をメンバーとするワーキンググループを設置し、それぞれのテーマごとに問題点の整理や検討を行う。

なお、実施に際しては、地震防災対策アクションプログラムにおけるワーキンググループとの連携を図る。

- (3) 職員の迅速な参集

県は、武力攻撃事態等の発生時に迅速に参集できるよう、参集連絡網をあらかじめ整備する。

- (4) 24 時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、職員等の当直体制による 24 時間即応可能な体制を確保する。

- (5) 県対策本部等機能の確保

県は、対策本部等の機能を確保するため、食料・燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備等の確保を行う。

2 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保等

県は、国、他の都道府県、市町村、指定(地方)公共機関、警察・消防機関、その他の関係機関等の連絡先一覧を整備するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

関係機関等の連絡先一覧は、資料編第2「関係機関」に記載のとおりであり、この情報は、定期的に最新の情報に更新する。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通及び情報の共有化を図る。

この場合において、県国民保護協議会の部会を活用すること等に留意する。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。

特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

相互応援協定は、資料編第5「協定」を参照

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るものとする。

(4) 近接する都道府県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近畿2府7県の間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所等の機関は、上記の近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村との緊密な調整

県は、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けること等、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるN B C対応可能な部隊数やN B C対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促進する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

関係機関との協定は、資料編第5「協定」を参照

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、新たに開発される通信技術等の導入や普及について積極的に検討する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備（全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net））等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集

	体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し要配慮者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、近畿管区警察局、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進するものとする。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報については、防災行政無線等の住民伝達装置と接続を行って住民への伝達に努めるとともに、住民伝達装置の多重化多様化にも努めることとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備するものとする。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先等は、資料編第2「関係機関」のとおりである。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

警報の伝達先は、資料編第2「関係機関」を参照

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

県は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に基づき、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集し、同省令第2条に規定する様式第3号により消防庁に報告する。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令に定める安否情報収集様式（第1号、第2号）及び報告書様式（第3号）の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 和 歌 山 県							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 ○○市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方	負 傷 者		全壊	半壊	
		不明者	重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

- (1) 県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校、消防大学校等の国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。
- (2) 県は、職員それぞれの知識の習得、向上を図るため、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やe - ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。
- (3) 県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の計画に当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を追求する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者等避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

県は、学校、病院、駅、空港、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限するものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

避難に必要な基礎的資料は、資料編第1「基礎資料」を参照

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

救援に必要な基礎的資料は、資料編第1「基礎資料」を参照

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の体制及び要請方法等

県は、和歌山県保健医療計画に基づき必要な体制整備を図るとともに、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) NBC災害への対応能力強化

県は、核物質、生物剤、化学剤を用いた武力攻撃災害等、通常の資機材等では対応が危険かつ困難である特殊災害への対処について、消防庁等と連携し機材の整備や活動要領等体制の充実を図る。

(5) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や近畿運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

輸送力、輸送施設一覧は、資料編第1「基礎資料」を参照

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するものとする。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図るものとする。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携するものとする。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口や産業、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、次の事項に留意して避難施設の指定を行う。

避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

爆風等からの直接被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や建築物の地下階、地下駐車場等の地下施設を指定するよう配慮する。

事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(2) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

避難施設指定手続等の様式は、資料編第4「様式」を参照

(3) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(4) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 高齢者、障害者等要配慮者への支援

- (1) 南海トラフ地震に備え、「自助・共助・公助」の観点から県民が一丸となって実施すべき対策として、和歌山県地震防災対策アクションプログラムを策定しており、国民保護法にいても、これらのプログラムを有効に活用する。
- (2) 防災行政無線（同報系）の個別受信機の普及促進、地上デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報提供手段の普及等、多様な情報伝達手段の整備・確保を図る。
- (3) 病院、老人保健施設及び老人福祉施設等の施設管理者は、健康状態等から学校等の通常の避難所に避難できない入所者や、福祉避難所等が不足する場合等に備えて施設間の協力体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、市町村と連携し、福祉関係部局を中心とした横断的な組織を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するとともに、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を深め、これらのネットワークを情報の伝達や避難の誘導に活用するよう努める。
- (5) 県は、市町村と連携し、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人などの避難及び救援等の円滑な実施に努めるものとする。

7 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

- (1) 避難実施要領のパターンの作成
市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。
- (2) 輸送体制の整備等
市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。
- (3) 市町村長が実施する救援
市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名 称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

(2) 県警察及び海上保安部等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点(以下「安全確保の留意点」という。)を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、所管する生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

また、国及び市町村が所管する生活関連等施設についても連携を図る。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとする。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄・整備

県が備蓄・整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている救援物資等備蓄計画を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

3 県が管理する施設及び設備の整備・点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検を実施する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務や不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民へ周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、自然災害時の措置に準じて周知徹底するものとする。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行う

よう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等に的確に対処するためには、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 初動体制と職員の参集基準等

(1) 初動体制の発令基準

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、初動体制及び参集基準を次のとおりとする。

体 制	体 制 の 判 断 基 準	参 集 基 準
初動警戒体制	・ 事態認定はないものの、近畿ブロック以外で緊急対処事態の認定に繋がる可能性がある事案が発生した場合 ・ 危機管理部長が必要と認めた場合	危機管理局の必要人員
緊急事態連絡室体制	・ 事態認定はないものの、近畿ブロックにおいて緊急対処事態の認定に繋がる可能性がある事案が発生した場合 ・ 武力攻撃事態等又は緊急対処事態が認定され国に対策本部が設置された場合 ・ 知事が必要と認めた場合	原則、県国民保護対策本部体制に準じて参集
県国民保護対策本部体制	・ 県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員が所定の場所に参集

(2) 職員の参集が困難な場合の対応

交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、県対策本部長等の代替職員については、和歌山県地域防災計画基本計画編を参考に別に定める。

2 初動警戒体制

(1) 危機管理部長は、初動警戒体制を講ずべき事案が発生し、又は初動警戒体制が必要と認めたときは、情報収集及び初動活動を適切に実施するため、危機管理部の職員を招集し初動警戒体制を速やかに確立する。

(2) 危機管理部長は、事態の状況に応じて、県が管理する公共施設の安全確保を図るとともに、県が所管する生活関連等施設管理者に必要な対策を講じるよう要請する。

また、国及び市町村が所管する生活関連等施設の対策についても連携を図る。

- (3) 危機管理部長は、事態の状況に応じて、県警察、消防、海上保安庁及び自衛隊等の関係機関との連携を強化する。

3 和歌山県緊急事態連絡室の設置

(1) 和歌山県緊急事態連絡室の設置

知事は、事態の状況に応じ適切な措置を講じるため、緊急事態連絡室体制判断基準に基づき、和歌山県緊急事態連絡室（以下「県緊急連絡室」という。）を速やかに設置する。

また、必要に応じて現地連絡室、東京事務所連絡室を設置し、情報収集体制、連絡体制を確立するものとする。

県緊急連絡室員及び県職員の招集

県緊急事態連絡室長（以下「室長」という。）は、県緊急連絡室を設置したときは、室員及び全職員を招集する。

室長は、必要がある場合は、国の職員その他県職員以外の者の出席を求める。

また、自衛隊との連絡調整が必要な場合は、連絡員等の派遣を要請する。

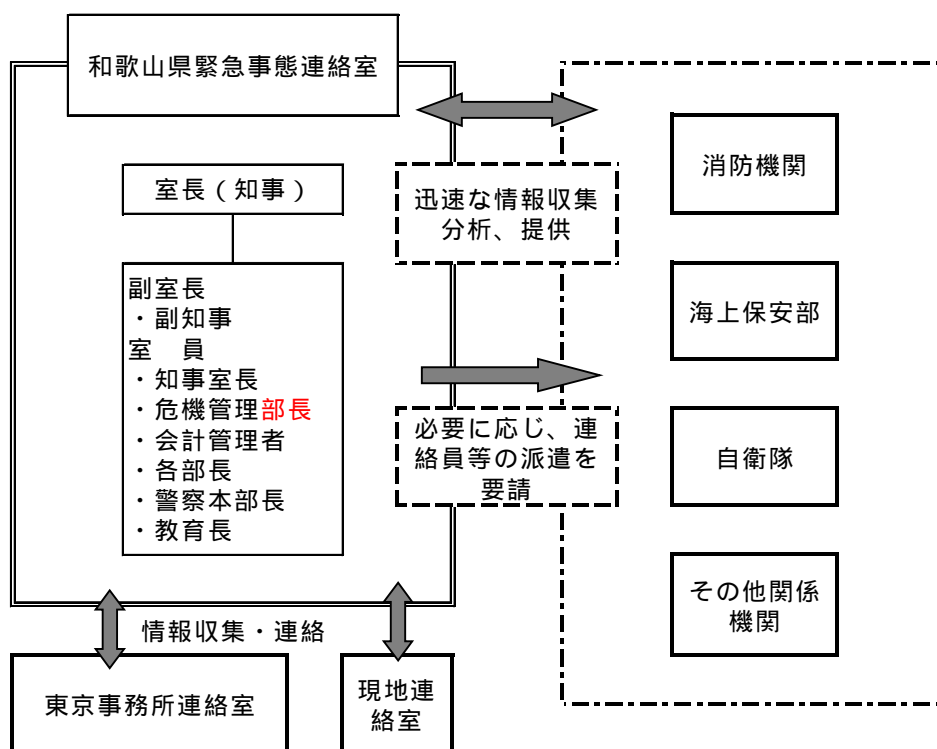
県は、県緊急連絡室を設置したときは、消防庁を経由して国に連絡する。

また、市町村、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関についても連絡する。

各機関の連絡先は、資料編第2「関係機関」を参照

県緊急連絡室は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

【和歌山県緊急事態連絡室の構成等】



(2) 事態認定前における初動措置

県は、県緊急連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

県は、事態の状況から必要があると認める場合は、関係機関と連携し避難、救援及び武力攻撃災害への対処に備える。

特に、高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難等について、関係機関との連携を確認するとともに、必要な支援の準備を行う。

(3) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

(4) 知事は、事態認定後においては、県緊急連絡室において、必要に応じ退避の指示等の国民保護措置を行う。

(5) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

- 指定の要請（第26条）

資料編第3「法規」を参照

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

様式は、資料編第4「様式」を参照

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 県緊急連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに「和歌山県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置して新たな態勢に移行し、「県緊急連絡室」は廃止する。

また、「東京事務所連絡室」についても、直ちに「東京事務所国民保護連絡室」に移行し、情報収集体制を強化する。

(2) 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

5 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対策を講じるとともに、直ちに県に概要を連絡するものとする。
- (2) 市町村が「緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「緊急事態連絡室（仮称）」等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

- 対策本部の設置(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条) 資料編第3「法規」を参照
- 武力攻撃事態等現地対策本部(第24条)
- 都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定(第25条)
- 指定の要請(第26条)
- 都道府県対策本部及び市町村対策本部(第28条)
- 和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急処理事態対策本部条例

1 県対策本部の設置

- (1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

県対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき指定の通知を受けたときは、直ちに県庁内に県対策本部を設置する。

県対策本部の配置図は、資料編第1「基礎資料」を参照

ただし、事前に県緊急連絡室を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。

県庁が被災等により、県対策本部を県庁内に設置できない場合、あらかじめ指定した予備施設から選定して設置する。

県対策本部員及び県職員の招集

知事は、県対策本部を設置したときは、県対策本部員及び全職員を招集する。

県対策本部設置の連絡等

県は、県対策本部を設置したときは、県緊急連絡室を設置した時と同様に、国、市町村、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関に連絡する。

各機関の連絡先は、資料編第2「関係機関」を参照

県対策本部への出席の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し必要があると認める場合は、国の職員その他県職員以外の者の出席を求める。

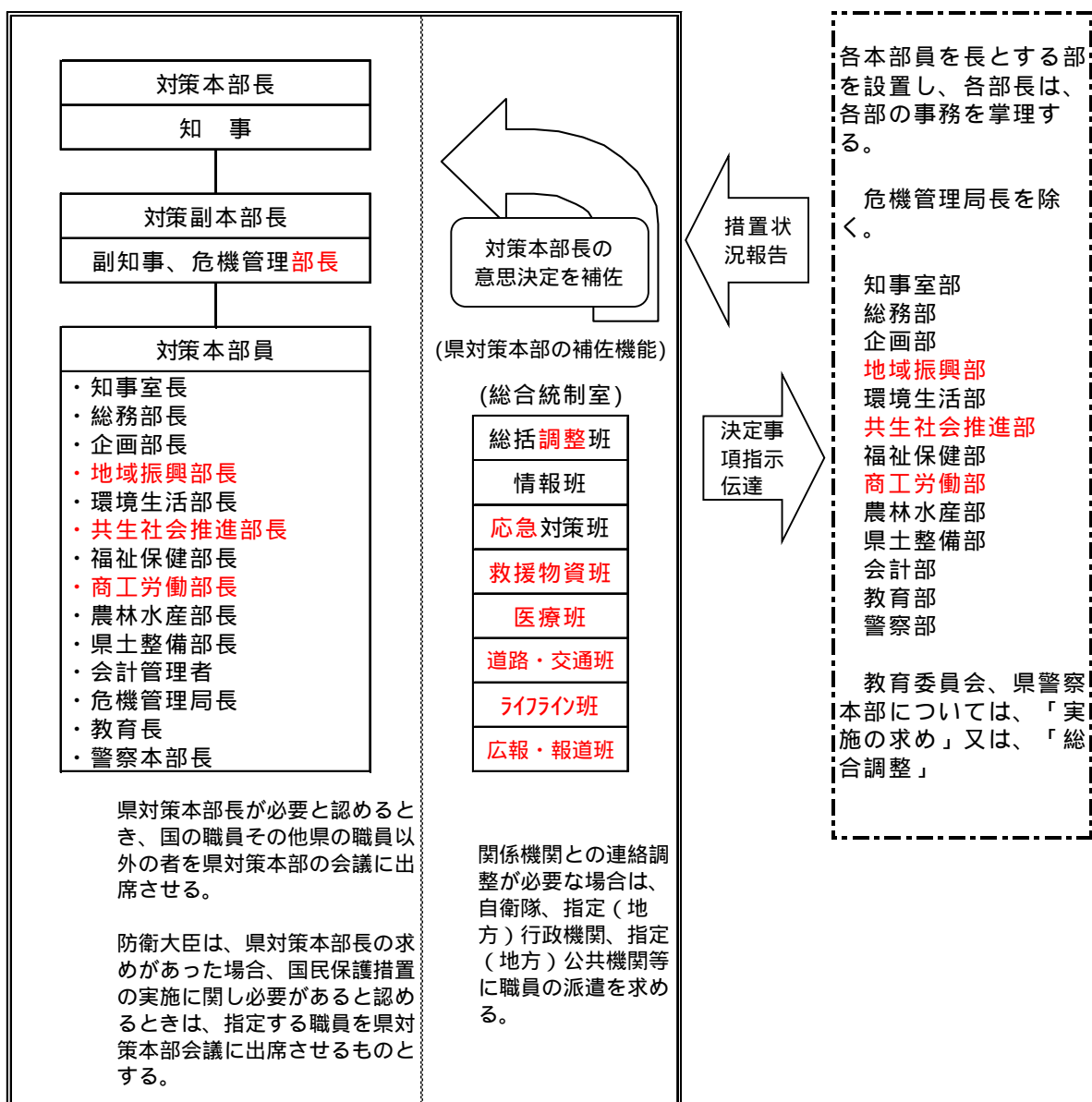
また、自衛隊との連絡調整が必要な場合は、防衛大臣に職員の出席を求める。

様式は、資料編第4「様式」を参照

- (2) 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【和歌山県国民保護対策本部組織図】



【和歌山県国民保護対策本部の編成及び事務分掌】

総 合 統 制 室		
班 名	部 局 名	事 務 分 掌
統括調整班	危機管理部	○ 県対策本部会議の運営に関する事項 ○ 情報班が収集した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ○ 県対策本部長が決定した方針に基づく各班・各部に対する具体的な指示 ○ 関係機関相互の連携に関する調整

		○各班・各部との連絡調整 1 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関する事 2 現地対策本部の設置に関する事 3 県対策本部長の総合調整に関する事 4 国の対策本部、関西広域連合との調整に関する事 5 国、関西広域連合、その他の機関の職員の派遣要請及びあっせんに関する事 6 職員の安否確認、要員の運用及び活動支援に関する事 7 海外からの支援受入の調整に関する事 8 対策本部員の勤務管理に関する事 9 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導の支援に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民避難に関する措置に関する事 10 対策本部が決定した事項の通知等に関する事 11 その他必要な事
応急対策班	危機管理部 総務部 商工労働部	○県が行う国民保護措置に関する調整 ○他の都道府県に対する応援の求め ○指定行政機関の長等への措置要請 ○自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁等の派遣要請、受入活動調整に関する事項 1 消防活動に係る調整に関する事 2 県防災ヘリコプターの運航管理に関する事 3 避難の指示に係る調整に関する事 4 救援の調整及び実施に関する事 5 緊急通報の発令に関する事 6 生活関連等施設の安全確保に関する事 7 危険物質等（危険物、火薬類、ガス施設等）の武力攻撃災害の防止、防除及び災害応急対策に関する事 8 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の防止及び災害対応に関する事 9 N B C 攻撃に際しての国との連携に関する事 10 武力攻撃災害の防除及び軽減に関する事 11 警戒区域の設定に関する事 12 退避の指示に関する事 13 交通規制に関する事 14 武力攻撃災害の復旧に関する事 15 安否情報の収集及び提供に関する事 16 その他必要な事

情報班	危機管理部	○ 国、他の都道府県、市町村、指定（地方）公共機関等からの情報収集、整理及び集約 ○ 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 1 国、市町村対策本部からの情報収集にすること 2 その他の関係機関からの情報収集にすること 3 指定（地方）行政機関の措置状況にすること 4 指定（地方）公共機関の措置状況にすること 5 武力攻撃災害情報の収集にすること 6 被災情報の収集及び報告にすること 7 消防活動に必要な情報等の収集並びに気象の予警報及び情報の収集・伝達にすること 8 防災行政無線の管理及び運用にすること 9 非常通信協議会との連携等通信の確保にすること 10 その他必要なこと
救援物資班	地域振興部 福祉保健部	1 救援物資等の調達及び供給にすること 2 救援物資等の輸送にすること
医療班	福祉保健部	1 初動時の緊急医療体制の確立にすること 2 医療、救護活動の実施及び調整にすること
道路・交通班	地域振興部 県土整備部	1 緊急輸送道路の確保にすること 2 交通の規制、運行状況の情報収集、整理、記録及び伝達にすること 3 総合輸送ルートの設定にすること 4 各輸送機関との調整等にすること
ライフライン班	総務部 企画部 地域振興部 環境生活部 共生社会推進部 商工労働部 農林水産部 各種委員会事務局	1 通信状況の情報収集、整理、記録及び伝達にすること 2 電気及びガスの供給状況の情報収集、整理、記録及び伝達にすること 3 水道の供給状況の情報収集、整理、記録及び伝達にすること 4 県民からの相談等にすること
広報班	知事室	1 広報にすること 2 報道機関との連絡調整にすること 3 その他必要なこと

部 名	事 務 分 掌
知事室部	1 各部共通業務にすること 2 その他必要なこと
総務部	1 各部共通業務にすること

	2 職員の動員に関すること 3 職員の救援に関すること 4 庁舎の災害応急対策に関すること 5 有線電話の管理に関すること 6 県汎用コンピュータシステムの管理・運営に関すること 7 県行政情報通信ネットワークの管理・運営に関すること 8 県議会事務局との連携に関すること 9 対策に要する予算措置、措置に要する費用の支弁、損失補償等の財務に関する こと 10 その他必要なこと
企画部	1 各部共通業務に関すること 2 外国人の被災者に関する連絡調整に関すること 3 私立学校の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること 4 私立小中高等学校等への警報等の伝達に関すること 5 その他必要なこと
地域振興部	1 各部共通業務に関すること 2 避難住民の誘導の支援等に関すること 都道府県の区域を越えて避難を要する場合等、大規模な避難の場合は、各部等か ら可能な人員を招集する。 3 観光施設の被害調査に関すること 4 社会体育施設の災害応急対策に関すること 5 その他必要なこと
環境生活部	1 各部共通業務に関すること 2 危険動物等の逸走対策に関すること 3 家庭動物等の保護等に関すること 4 食品衛生及び環境衛生に関すること 5 飲料水の供給に関すること 6 生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池）の安全確保に関する こと 7 ＮＢＣ攻撃等により汚染された生活用水の使用若しくは給水の制限又は禁止に 関すること 8 ＮＢＣ攻撃等により汚染された飲食物の移動の制限若しくは禁止又は飲食物の 廃棄の指示に関すること 9 生活関連物資の価格受給動向調査、監視及び供給の確保に関すること 10 県民相談に関すること 11 ボランティア活動の総合調整に関すること 12 廃棄物の処理に関すること 13 その他必要なこと
共生社会推進	1 各部共通業務に関すること

部	2 避難住民の権利保護等に関すること 3 その他必要なこと
福祉保健部	1 各部共通業務に関すること 2 災害救助に必要な食糧等の確保に関すること 3 生活必需品の確保に関すること 4 救援物資の受入に関すること 5 食品、飲料水、ガス、被服その他生活必需品の売渡要請・収用等に関すること 6 災害防疫の総括に関すること 7 防疫活動に必要な情報収集に関すること 8 医療救護及び助産に関すること 9 医療機関との連絡に関すること 10 感染症予防に関すること 11 防疫用薬品の確保に関すること 12 保健師活動に関すること 13 精神保健福祉対策に関すること 14 避難先地域住民の栄養管理及び指導に関すること 15 医薬品（防疫用薬品を除く）、医療機器、その他治療に要する衛生用品の確保及び供給に関すること 16 医薬品（防疫用薬品を含む）、医療機器、その他治療に要する衛生用品の売渡し要請・収用等に関すること 17 危険物質等（毒劇物）取扱施設への武力攻撃災害に備えての安全確保に関すること 18 災害援護資金等の融資に関すること 19 公立大学法人和歌山県立医科大学の被害状況等の調査、情報収集及び警報等の伝達に関すること 20 その他必要なこと
商工労働部	1 各部共通業務に関すること 2 災害応急対策要員の確保に関すること 3 就労状況の把握及び雇用の確保に関すること 4 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること 5 被災中小企業者に対する融資に関すること 6 工場、事業場等の被害調査に関すること 7 公営企業関係の被害状況等の調査、情報収集及び被害応急対策に関すること 8 その他必要なこと
農林水産部	1 各部共通業務に関すること 2 災害救助に必要な食糧等の確保に関すること 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること

	5 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること 6 被災農林漁業者等に対する資金の融資に関すること 7 災害に伴う農業共済に関すること 8 被災農家等の経営指導に関すること 9 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること 10 災害応急対策用種子の確保に関すること 11 家畜及び家きんの被害調査並びに災害応急対策に関すること 12 家畜及び家きんの防疫に関すること 13 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること 14 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること 15 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること 16 治山施設、防潮林及び林道その他林産物搬出施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること 17 林産物等の被害調査及び災害応急対策に関すること 18 養殖魚貝類及び水産業施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること 19 漁業取締船等による緊急輸送活動に関すること 20 その他必要なこと
県土整備部	1 各部共通業務に関すること 2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な物資、資財等の確保に関すること 3 建設資材（収容施設用）の売渡し要請・収用等に関すること 4 河川の被害調査並びに災害応急対策に関すること 5 生活関連等施設（七川ダム、二川ダム、椿山ダム、 広川ダム関係）の安全確保、被害調査及び災害応急対策に関すること 6 水防業務に関すること 7 生活関連等施設（国際拠点港湾、重要港湾の水域施設・係留施設、南紀白浜空港）の安全確保に関すること 8 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること 9 港湾、空港等における緊急輸送拠点機能の確保に関すること 10 土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること 11 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達並びに建設業者の確保に関すること 12 土地の収用に関すること 13 県管理の道路、橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関すること 14 和歌山県道路公社管理の有料道路の被害調査及び被害応急対策に関すること 15 国（直轄）、高速道路株式会社等が管理するその他の道路の情報収集に関すること 16 緊急輸送道路の確保に関すること 17 生活排水路施設及び下水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること

	18 建物・宅地等の被害調査及び被害応急対策に関すること 19 被災者の住宅支援に関すること 20 都市施設の被害調査及び被害応急対策に関すること 21 砂防施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 22 その他必要なこと
会計部	1 各部共通業務に関すること 2 災害応急対策用物品の購入に関すること 3 その他必要なこと
教育部	1 教育関係の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること 2 学校施設等の被害応急対策に関すること 3 職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること 4 職員（学校職員を除く。）の救援に関すること 5 広報に関すること 6 県対策本部との連絡調整に関すること 7 市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること 8 学校給食物資の管理及び分配に関すること 9 PTA、婦人会等社会教育関係団体との連絡に関すること 10 社会教育施設の災害応急対策に関すること 11 文化財の武力攻撃災害からの被害防止対策に関すること 12 博物館施設の災害応急対策に関すること 13 臨時の授業その他学校運営に関すること 14 教科書及び学用品の調達に関すること 15 ボランティアの編成及び活動計画に関すること 16 学校職員の動員及び派遣に関すること 17 学校職員の救援に関すること 18 公立小中高等学校等への警報等の伝達に関すること 19 避難施設（学校等教育施設の場合に限る。）の運営の支援に関すること 20 児童生徒の健康管理に関すること 21 その他必要なこと
警察部	1 情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること 2 住民等に対する情報伝達・広報に関すること 3 被災者の救出救護に関すること 4 住民の避難誘導に関すること 5 武力攻撃災害における応急措置等に関すること 6 交通規制に関すること 7 生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること 8 行方不明者の捜索及び遺体の見分に関すること 9 特殊標章の交付・使用に関すること 10 その他治安に関すること

備考

各部共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

- 1 部内職員の安否の取りまとめに関する事
- 2 部内職員の動員及び要因の確保に関する事
- 3 部内の被害状況の取りまとめに関する事

その他の各部の事務分掌については、県災害対策本部の規定に準ずる。

(3) 県現地対策本部の設置

知事は、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

(4) 東京事務所国民保護連絡室の設置

知事は、中央省庁等との連絡、情報交換等をきめ細かく行うため、東京事務所に、東京事務所国民保護連絡室を設置する。

(5) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置（市町村長又は現地関係機関により現地調整所が設置された場合は職員を派遣）し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

(6) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

● 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限（第29条）

資料編第3「法規」を参照

総合調整	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。（法29） 市町村対策本部長から国民保護措置に関する総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。（法29）
総合調整の要請	特に必要があると認めるときは、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。（法29）
職員派遣の	国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡

求め	を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員の派遣を求めることができる。（法 29 ） 防衛大臣に対して、職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。（法 28 ） 様式は、資料編第 4 「様式」を参照
情報提供の求め	国の対策本部長に対し、総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。（法 29 ） 様式は、資料編第 4 「様式」を参照
報告、資料の求め	総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。（法 29 ） 様式は、資料編第 4 「様式」を参照
措置の実施の求め	警察及び教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。（法 29 ） 様式は、資料編第 4 「様式」を参照

(7) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

県対策本部を廃止したときは、県対策本部の設置を通知した関係機関に対してその旨を通知する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、指定公共機関等と連携し、携帯電話、防災行政無線、インターネット等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、指定公共機関等と連携し、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

国の現地対策本部が設置された場合は、県は連絡員を派遣し、当該本部と緊密な連携を図る。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への出席

武力攻撃事態等合同対策協議会が開催されたときは、県対策本部長又は県対策副本部長若しくは対策本部員の中から県対策本部長が指名した者が出席する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

- 都道府県の実施する国民の保護のための措置（第11条） 資料編第3「法規」を参照
- 市町村の実施する国民の保護のための措置（第16条）

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

様式は、資料編第4「様式」を参照

(2) 市町村からの措置要請

知事は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ要請を行うなど適切な措置を講ずる。

様式は、資料編第4「様式」を参照

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- 自衛隊の部隊等の派遣の要請（第 15 条） 資料編第 3 「法規」を参照
- 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め（第 20 条）

- (1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

様式は、資料編第 4 「様式」を参照

- () 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）

エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

様式は、資料編第 4 「様式」を参照

- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

- 他の都道府県知事等に対する応援の要求（第 12 条） 資料編第 3 「法規」を参照
- 事務の委託の手続きの特例（第 13 条）

- (1) 都道府県間の応援

知事は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

様式は、資料編第 4 「様式」を参照

県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。

県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県はその事項を公示するとともに、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

- 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置（第21条）

資料編第3「法規」を参照

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにした要請文書により行う。

様式は、資料編第4「様式」を参照

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 職員の派遣の要請（第151条）
- 職員の派遣のあっせん（第152条）
- 職員の派遣義務（第153条）
- 職員の身分の取扱い（第154条）

資料編第3「法規」を参照

- (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。（地方自治法257-17）

様式は、資料編第4「様式」を参照

- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

様式は、資料編第4「様式」を参照

- (3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

7 県が行う応援等

- 他の都道府県知事等に対する応援の要求（第12条） 資料編第3「法規」を参照
- 事務の委託の手続きの特例（第13条）
- 都道府県知事による代行（第14条）
- 都道府県知事等に対する応援の要求（第18条）
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置（第21条）

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、そ

の旨を議会に報告するとともに公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する。

県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導への協力（法第70条）
- 救援への協力（法第80条）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（法第115条）
- 保健衛生の確保への協力（法第123条）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

- 警報の発令（第44条）
- 対策本部長等による警報の通知（第45条）
- 都道府県知事による警報の通知（第46条）
- 市町村長による警報の伝達等（第47条）
- 指定行政機関の長その他の者による警報の伝達（第48条）
- 警報の放送（第50条）

資料編第3「法規」を参照

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

関係機関の連絡先は、資料編第2「関係機関」を参照

○ 警報の内容（法第44条第2項）

- 一 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 三 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

二に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を確実に行う。

知事は、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、各々の国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとし、その放送は障害者等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 警報の伝達等

県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。

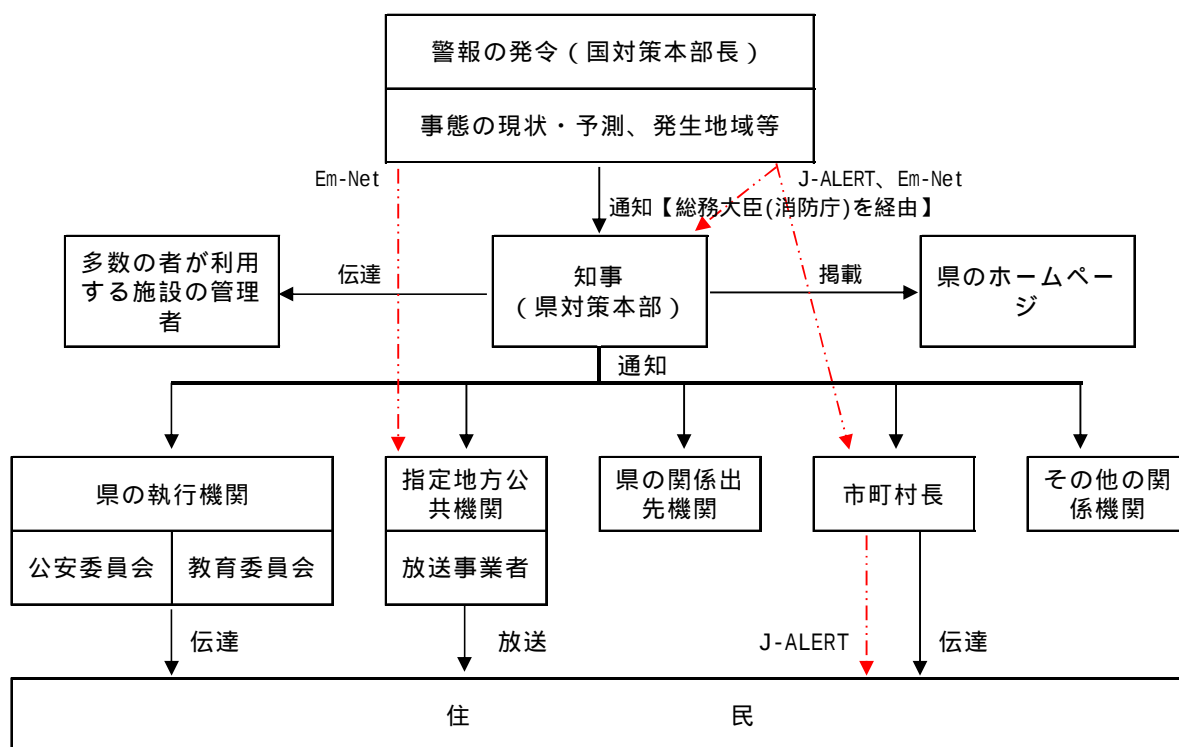
警報の伝達先は、資料編第2「関係機関」を参照

県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/>) に警報の内容を掲載する。

県警察は、市町村と協力して、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努める。

【知事から関係機関への警報の通知・伝達チャート】



(3) 警報の解除

知事は、総務大臣（消防庁）から警報の解除の通知を受けた場合は、警報の通知を受けた場合と同様に、その内容を市町村長、県の執行機関、その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

2 市町村長の警報伝達の基準

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの。）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

等を放送して周知する。	なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討するものとする。	

- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達にも配慮するものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないものとする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の発令

- 緊急通報の発令（第 99 条） 資料編第 3「法規」を参照
- 関係機関への緊急通報の通知等（第 100 条）
- 緊急通報の放送（第 101 条）

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警報の発令がない場合であっても、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候に加え、県警察、消防機関等からの情報や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通報の内容（法第 99 条第 2 項） <ul style="list-style-type: none"> 一 武力攻撃災害の現状及び予測 二 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 |
|---|

【緊急通報の内容の一例】

【A県B郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、・・・・・・まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（この場合、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。また、緊急通報の放送は、障害者等に配慮したものとなるよう要請する。）。

緊急通報の通知先は、資料編第2「関係機関」を参照

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を確実にを行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、警報が発令された後、さらに住民の避難が必要であると認められるときは、国の対策本部長から知事に対して避難措置の指示が行われる。

知事は、市町村を通じて、住民に対し避難の指示を行い、市町村長は、避難実施要領に従い、住民を的確かつ迅速に避難誘導することで人的被害の最小化を図る。

【警報の発令から住民の避難までの流れ】

- 警報の発令（法第44条）
 - 対策本部長（内閣総理大臣）が警報を発令
 - 警報の内容
 - ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
 - ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
 - ・ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- 避難措置の指示（法第52条）
 - 対策本部長（内閣総理大臣）が定め、都道府県知事等関係機関に通知。
 - 避難措置の内容
 - ・ 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
 - ・ 住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難の経路となる地域）
 - ・ 関係機関が講ずべき措置の概要
- 避難の指示（法第54条）
 - 都道府県知事が対策本部長（内閣総理大臣）の避難措置の指示の通知を受けて定め、市町村長等関係機関に通知。
 - 避難措置の指示に以下の方法を示す
 - ・ 主要な避難経路
 - ・ 避難のための交通手段
 - ・ その他避難の方法
- 避難実施要領（法第61条）
 - 市町村長が都道府県知事の避難の指示の通知を受けて定め、住民等に伝達及び関係機関に通知。
 - 避難実施要領の内容
 - ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ・ 避難の実施に関し必要な事項

1 避難措置の指示

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより総務大臣を経由して、知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずるべきことを指示する。

- 避難措置の指示（第52条）

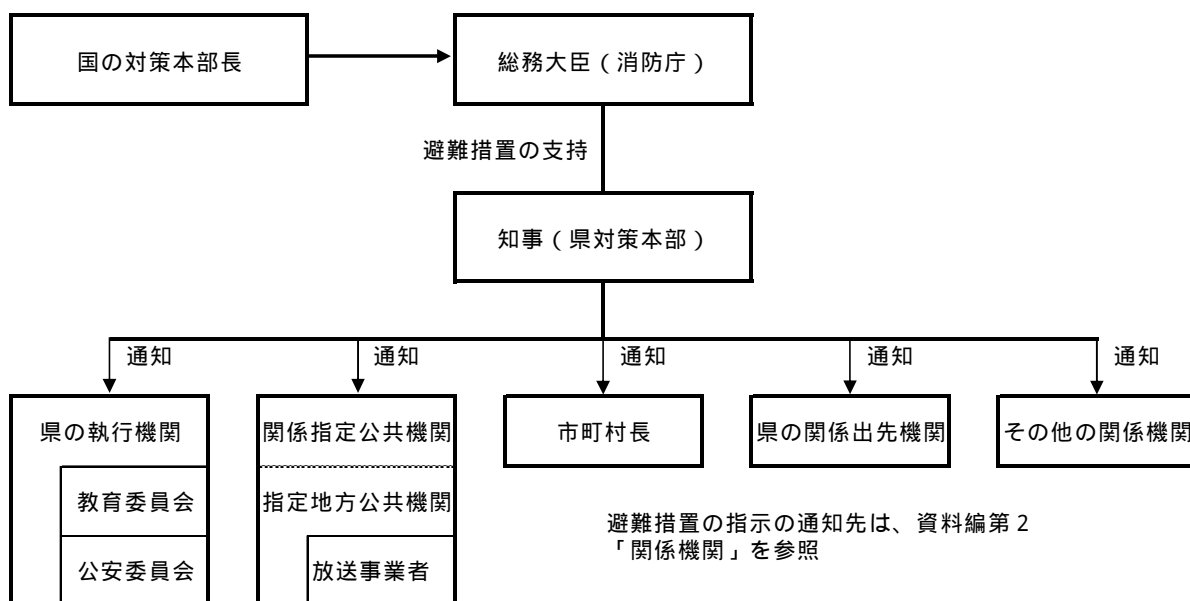
資料編第3「法規」を参照

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合は、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の関係指定公共機関及び指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を確実に行う。

【避難措置の指示の通知チャート】



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、次の措置を実施する。

要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための

措置

通知を受けた場合（又は 以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

2 避難の指示

避難措置の指示を受けた知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、住民に対し、直ちに、避難の指示を行う。

- 避難の指示（第54条） 資料編第3「法規」を参照
- 避難の指示等の放送（第57条）
- 都道府県の区域を越える住民の避難（第58条）
- 関係都道府県知事の連絡及び協力等（第59条）
- 都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に係る内閣総理大臣の是正措置 （第60条）

(1) 住民に対する避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けたとき要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由し、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

- 避難の指示の内容（法第54条第2項）
 - 一 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
 - 二 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
 - 三 関係機関が講ずべき措置の概要
 - 四 主要な避難経路
 - 五 避難のための交通手段
 - 六 その他避難の方法

一から三は、対策本部長（内閣総理大臣）からの避難措置の指示で示される。

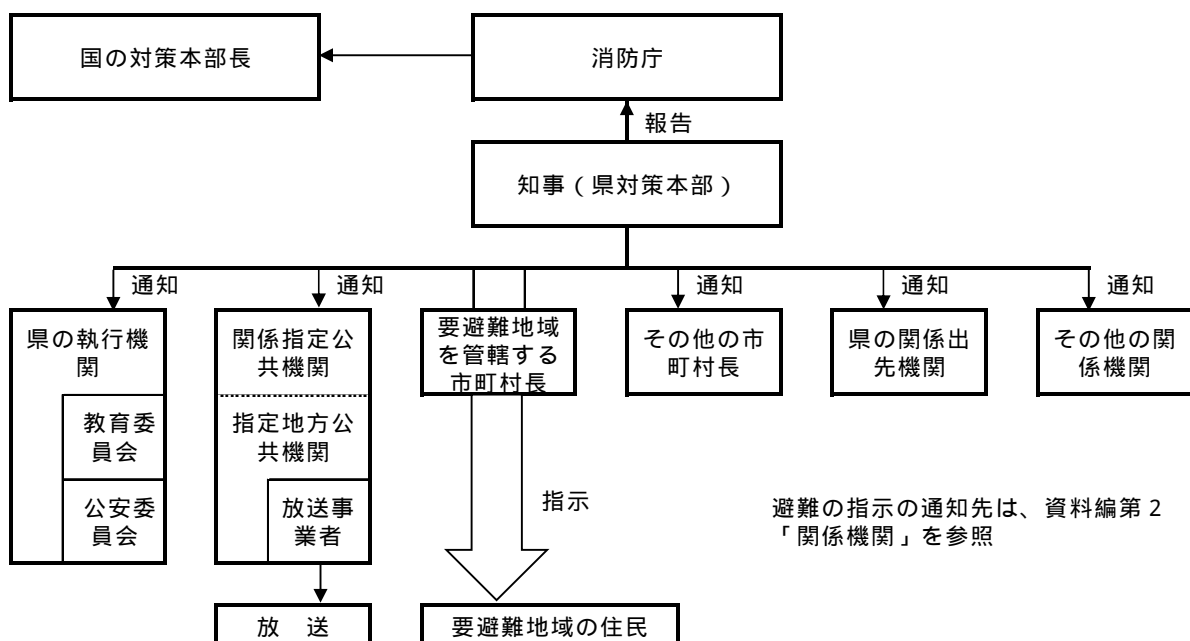
知事は、平素から整備した基礎資料（資料編第1「基礎資料」を参照）に加え、県対策本部内に集約された情報をもとに、次の事項について検討・調整を行い、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

検討・調整すべき事項

- 要避難地域に該当する市町村ごとの避難住民数の把握
 - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- 運送手段の調整
 - ・ 運輸局及び運送事業者と対応可能な輸送力や輸送方法
 - ・ 避難行動要支援者の避難手段に関する調整
- 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 県警察、道路管理者、自衛隊等との避難経路の選定

- (避難ルート、応援車両の通行路等の経路、交通規制、工事等の状況)
- ・ 自家用車の使用は原則禁止
 - 避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設リストに基づき、個別の避難先の候補を選択
(該当市町村との調整)
 - 市町村との役割分担の確認
 - ・ 市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
 - 国による支援の確認
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - 避難の形態
 - ・ 屋内避難
速やかに屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。
 - ・ 徒歩による避難施設への避難
徒歩により避難する。徒歩による避難が困難な避難行動要支援者については、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等による避難を認める。
 - ・ 公共交通機関等による避難
徒歩による避難施設への避難の方法により、一時集合場所に移動。
その後、バス、電車、船舶等により避難施設へ避難する。
一時集合場所は、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位をあらかじめ市町村で定め、県・市町村が情報を共有する。
 - 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

【避難の指示の通知チャート】



知事は、バスによる避難の指示を円滑に実施するため、市町村と連携し、あらかじめ、自治会、町内会等の避難実施単位及び学校等の一時集合場所を定め情報を共有する。

また、運送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関と調整し、一時集合場所及び避難先まで運送事業者を誘導する。

(例) 自宅等 → 徒歩 → 一時集合場所 → バス → 避難所

知事は、電車による避難の指示を円滑に実施するため、市町村と連携し、あらかじめ、駅周辺の学校等の一時集合場所を定め情報を共有する。

(例) 自宅等 → 徒歩又はバス → 駅周辺の一時集合場所 → 電車 →
駅周辺の一時集合場所 → 徒歩又はバス → 避難所

知事は、船舶による避難の指示を円滑に実施するため、運送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関と連携し、調達可能船舶及び寄港地の調整を行う。

要避難地域の拡大設定について

要避難地域及び避難先地域は、国の対策本部における専門的な判断により最終的に決定されることになるが、この場合に県の地理的特性等を考慮し、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と判断した場合、県は当該住民へも避難の指示をする。

【避難の指示の内容(例)】

避難の指示(例)

和歌山県知事

○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定)

○○駅より○○鉄道(○○行 ○○両編成、○便予定)

○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)

細部については、A市の避難実施要領による。

A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注)避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合とは、例えば、次のような場合が考えられる。
 - ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・ 当初の避難の見込みから遅れるなど、当初の内容を変更することが適当と判断される場合

(2) 放送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送

知事は避難の指示をしたときは、放送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知し、通知を受けた関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。また、知事は、放送に際しては、障害者等に配慮したものとなるよう放送事業者に要請する。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等

この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

知事は、他の都道府県から協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

様式は、資料編第4「様式」を参照

避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の

策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を確実に行う。

通知方法は、資料編第2「関係機関」を参照

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、速やかに避難の指示の内容を通知する。

避難施設の連絡先は、資料編第2「関係機関」を参照

様式は、資料編第4「様式」を参照

(8) 高齢者、障害者等要配慮者への支援

知事は、病院、老人保健施設及び老人福祉施設等の入院入所者の円滑な避難の実施のため、国からの避難措置の指示前であっても必要があると認める場合は、当該団体と連携を図り避難の準備を行う。

(9) 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、所要の措置を講ずる。

(10) 武力攻撃事態の類型等に応じた留意事項

着上陸侵攻の場合

- ・ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態では、要避難地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことを前提に対処する必要がある。
- ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させる必要がある。
- ・ 大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

- ・ 以上のことから、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・ 事態の状況の推移に伴う迅速な避難が必要となることから、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域から避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）。
- ・ ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、攻撃が行われた現場の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ・ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるよう広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

また、住民の避難が円滑に行われるよう、避難経路等について、迅速に協議を行う。

避難の指示（例）

- Y市において、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・・・・。
- Y市A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、Y市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に退避すること。
- B B地区の住民については、Y市長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者等の要避難援護者については、バス等により避難すること。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ・ 攻撃目標を特定することは極めて困難であり、攻撃目標が判明した場合でも、極めて短時間で着弾することが予測されるとともに、弾頭の種類によって対応が大きく異なる。
- ・ 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駐車場等に避難させる。

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- ・ 着弾直後は、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険が伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難

措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示に沿った避難の指示を行う。

避難の指示（例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに屋内に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができていない場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の大都市における住民の避難の措置を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応し、混乱防止に努めるものとする。

大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

3 県による避難住民の誘導の支援等

- 市町村長による避難住民の誘導等（第 6 2 条）
- 警察官等による避難住民の誘導等（第 6 3 条）
- 市町村長との協議等（第 6 4 条）
- 病院等の施設の管理者の責務（第 6 5 条）
- 避難住民を誘導する者による警告、指示等（第 6 6 条）
- 都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置（第 6 7 条）
- 避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置（第 6 8 条）
- 避難住民の誘導への協力（第 7 0 条）
- 避難住民の運送の求め（第 7 1 条）

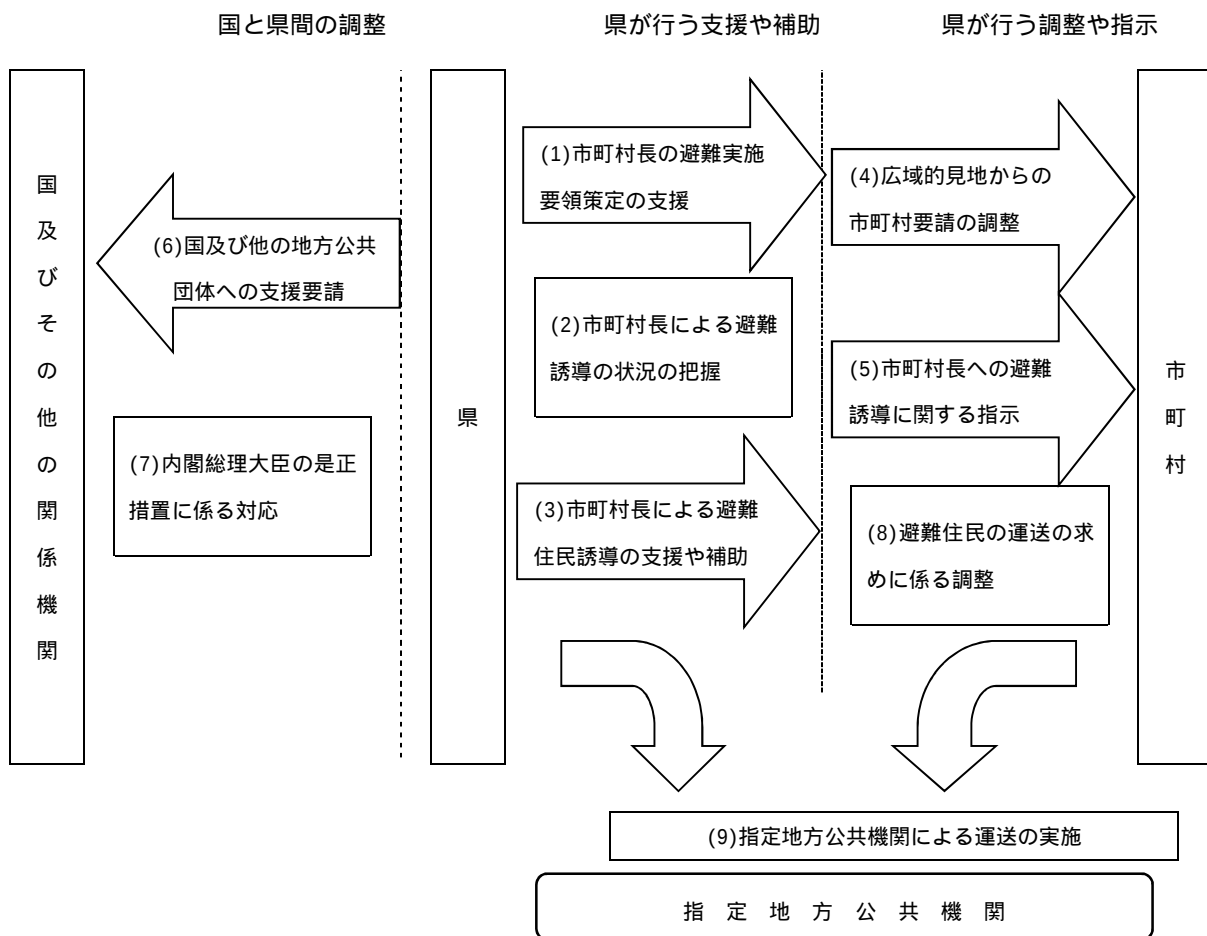
資料編第 3 「法規」を参照

(1)市町村長の避難実施要領策定に対する支援	○ 知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。 この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。
(2)市町村長による避難誘導の状況の把握	○ 知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報を基に、誘導状況の把握に努める。 県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。
(3)市町村長による避難住民の誘導の支援や補助	○ 知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。 特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に連絡員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。
(4)広域の見地からの市町村長の要請の調整	○ 知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について、広域的観点から調整が必要と判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。 また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5)市町村長への避難誘導に関する指示	○ 知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。
(6)国及び他の地方公共団体への支援要請	○ 知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。
(7)内閣総理大臣の是正措置に係る対応	○ 知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。
(8)避難住民の運送の求めに係る調整	○ 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合、若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合、又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。 ○ 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。 ○ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。
(9)関係指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施	○ 運送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じることとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

【県による避難住民の誘導の支援等】



4 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町村国民保護計画の基準として定める。

- 避難実施要領（第61条）

資料編第3「法規」を参照

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難実施要領に定める事項

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とするものとする。

(例：A市A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。)

避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載するものとする。

(例：避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館)

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載するものとする。

(例：集合場所：A市A1地区のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。

避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載するものとする。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

集合に当たっての留意事項

集合後の避難住民の確認要領のほか、自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載するものとする。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載するものとする。

高齢者、障害者等要配慮者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載するものとする。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載するものとする。

(例：避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作

成する。)

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載するものとする。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載するものとする。

(例：携行品は、3日分の飲料水や食料品、小銭、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 07×-×××-××11 担当○田×夫)

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺(海上を含む。)におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、振り込め詐欺等の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 救 援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

- 救援の指示（第74条）
- 救援の実施（第75条）
- 市町村長による救援の実施等（第76条）
- 日本赤十字社による措置（第77条）
- 通信設備の設置に関する協力（第78条）
- 緊急物資の運送（第79条）
- 救援への協力（第80条）
- 物資の売渡しの要請等（第81条）
- 土地等の使用（第82条）
- 公用令書の公布（第83条）
- 立入検査等（第84条）
- 医療の実施の要請等（第85条）
- 応援の指示（第86条）
- 救援の支援（第87条）
- 救援に係る内閣総理大臣の是正措置（第88条）

資料編第3「法規」を参照

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、災害対策基本法等に基づき締結されている協定等について、国民保護法においても協力が得られるよう努める。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の搜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の搜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した以下の役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

様式は、資料編第4「様式」を参照

収容施設の供与（避難所の開設、運営管理）

ア 知事は、あらかじめ避難先市町村長の意見を聴いたうえで、平素から指定している避難施設、その他適切な場所に避難所を開設する。

開設に当たっては、知事は、施設管理者に通知するとともに避難所開設時においては、施設管理者に管理運営の協力を求める。

イ 避難所の管理運営については、知事の指示のもと、原則として市町村長が行うものとする。

ウ 市町村長は、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得て、避難所を運営管理するものとする。

また、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体職員に協力を要請するものとする。

食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

知事は、市町村等と連携し、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与を行う。

ア 炊き出しその他による食品の給与

(ア) 知事は、食品の給与が円滑に実施できるよう次の措置を講じる。

避難の指示等の情報及び市町村から、避難所ごとの必要量の情報を収集

備蓄物資及び救助物資の調達に関する協定等に基づき必要な物資の調達

L P ガスその他炊き出しに必要な調理器具等の調達

不足する場合の広域応援協定に基づく他の都道府県への要請

(イ) 市町村長は、知事が行う救援を補助するため次の措置を講じるものとする。

備蓄物資及び救助物資の調達に関する協定等に基づき必要な物資の調達

炊き出し

この場合、市町村長は、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得るとともに、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体職員に協力を要請するものとする。

イ 飲料水の供給

市町村長は、飲料水の確保を行うものとする。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(ア) 知事は、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が円滑に実施できるよう次の措置を講じる。

避難の指示等の情報及び市町村から、避難所ごとの必要量の情報を収集
備蓄物資及び救助物資の調達に関する協定等に基づき必要な物資の調達
不足する場合の広域応援協定に基づく他の都道府県への要請

(イ) 市町村長は、知事の行う救援を補助するため次の措置を講じるものとする。

備蓄物資及び救助物資の調達に関する協定等に基づき必要な物資の調達

医療の提供及び助産

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会その他医療関係者の協力を得て、和歌山県保健医療計画に準じ医療の提供及び助産を実施する。

(ア) 知事は、医療の提供及び助産が円滑に実施できるよう次の措置を講じる。

医療施設の被害状況、被災地の医療ニーズ、支援可能医療施設等の情報を一元的に管理し、市町村長、医療関係機関、ライフライン事業者等の関係機関及び住民への情報提供

県医療救護班の編成及び派遣

患者の空路及び海路搬送の確保

国及び他府県等への医療救護班の派遣要請

N B C 攻撃について国との連絡調整

(イ) 市町村長は、医療の提供及び助産が円滑に実施できるよう次の措置を講じるものとする。

市町村医療救護班の編成及び派遣

県医療救護班等の受け入れ窓口の設置及び救護所等への配置調整

患者の陸路搬送

被災者の搜索及び救出

知事は、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊等と連携し、被災者の搜索及び救出を行う。

埋葬及び火葬

知事は、市町村と連携し、埋葬及び火葬の措置を講じる。

電話その他の通信設備の提供

知事は、電気通信事業者の協力を得て、電話その他通信手段の確保を図る。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

知事は、市町村と連携し、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理の措置を講じる。

学用品の給与

知事は、県教育委員会等と連携し、児童生徒に対して、学用品の給与を行う。

死体の搜索及び処理

知事は、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊等と連携し、死体の搜索及び処理を行う。

住居等の障害物除去

知事は、市町村と連携し、住居等の障害物除去の措置を講じる。

2 関係機関との連携

国への要請等	知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合、具体的な支援内容を示して行う。 内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。 様式は、資料編第4「様式」を参照
他の都道府県知事に対する 応援の求め	知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して具体的な支援内容を示して応援を求める。この場合、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。 様式は、資料編第4「様式」を参照
市町村との連携	1(2)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。
日本赤十字社との連携	知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。
緊急物資の運送の求め等 ● 緊急物資の輸送 (第79条) 資料編第3「法規」を 参照	○ 知事は、複数の市町村長による運送の求めが競合した場合、又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、緊急物資の運送が円滑に行われるよう、運送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。 ○ 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、緊急物資の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。 ○ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。 ○ 陸上輸送による緊急物資の円滑な輸送が困難な場合は、航空機及びヘリコプターによる輸送を行う。

関係指定公共機関及び指定 地方公共機関による緊急物 資の運送	○ 運送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機 関は、知事又は市町村長から緊急物資の運送の求めがあった ときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとさ れている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民 保護業務計画に定めるところにより、緊急物資の運送を確保 するために必要な措置を講ずるものとされている。
--------------------------------------	--

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

基準は、資料編第3「法規」を参照

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料(資料編第1「基礎資料」を参照)を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

収容施設の供与 ●避難施設の指定 (第148条) 資料編第3「法規」を 参照	・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握) ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・ 高齢者、障害者等要配慮者に対する福祉避難所の供与 ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等要配慮者を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)とその用地の把握) ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 ・ 避難施設の基準(政令35条：公益施設等)を満たさないが、高齢者・障害者等特別な介助が必要な者に対する収容施設確保のため、保養施設、宿泊施設等の所有者と協定を結ぶよう努める。
--	--

	避難施設は、資料編第 1「基礎資料」を参照
食品・飲料水及び生活必需品等の 給与又は貸与	- 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 - 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 - 提供対象人数及び世帯数の把握 - 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
医療の提供及び 助産	- 医薬品、医療資機材、NBC 対応資機材等の所在の確認 - 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 - 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 - 避難住民等の健康状態の把握 - 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 - 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 - 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 - 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
被災者の捜索及び 救出	- 被災者の捜索及び救出の実施について、県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携 - 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
埋葬及び火葬	- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 - 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 - 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 - あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「和歌山県広域火葬実施要綱（平成 11 年 10 月 13 日）」参考） - 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 - 国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例）
電話その他の通 信設備の提供	- 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 - 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 - 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 - 聴覚障害者等への対応
武力攻撃災害を受 けた住宅の応急修理	- 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） - 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 - 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 - 応急修理の相談窓口の設置
学用品の給与	- 児童生徒の被災状況の収集 - 不足する学用品の把握

	・ 学用品の給与体制の確保
死体の捜索及び処理	・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報の確認 ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定 ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置） ・ 死体の一時保管場所の確保
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・ 障害物の除去の施工者との調整 ・ 障害物の除去の実施時期 ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

- (1) 核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃等の場合は、国に必要な措置を講じるよう要請するとともに、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

核攻撃の場合	・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
生物剤による攻撃の場合の医療活動	・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
化学剤による攻撃の場合の医療活動	・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

- (2) 医療活動等の実施に当たっては、関係機関が作成したマニュアルを参考に適切な活動を実施する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

- (1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

特定物資の収用や保管の命令、土地等の使用に当たっては、公用令書を交付して行う。

様式は、資料編第4「様式」を参照

特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内において当該特定物資が十分に確保できないときは、指定行政機関等に対し、必要な支援の要請を行う。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

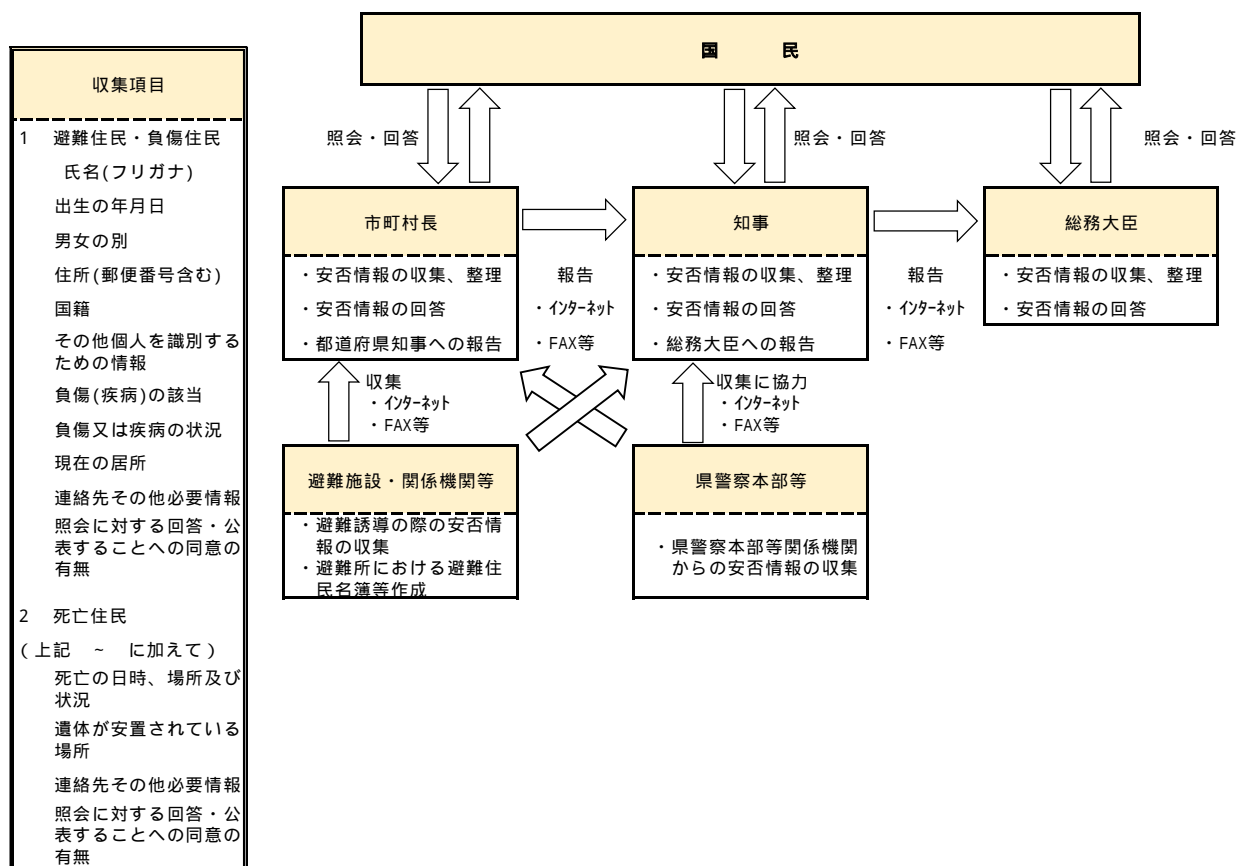
県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえ、安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

- 市町村及び都道府県知事による安否情報の収集（第94条） 資料編第3「法規」を参照
- 総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供（第95条）
- 外国人に関する安否情報（第96条）

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、開設した避難所において、市町村と連携して安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の情報を、原則として安否情報システムにより消防庁に報告する。ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等で報告する。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口（情報班）に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

(2) 安否情報の回答

県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照

会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（県対策本部情報班長）が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

- 武力攻撃災害への対処（第97条）

資料編第3「法規」を参照

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

様式は、資料編第4「様式」を参照

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- 発見者の通報義務等（第98条）

資料編第3「法規」を参照

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

- 生活関連等施設の安全確保（第102条）

資料編第3「法規」を参照

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認する。

生活関連等施設の安全確保の留意点は、資料編第6「参考資料」を参照

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時、十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

様式は、資料編第4「様式」を参照

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、港湾、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するものとする。（法１０２）

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するものとする。（法１０２）

様式は、資料編第４「様式」を参照

立入制限区域について

範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

海上保安部長等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置をとることとされている。

効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

様式は、資料編第４「様式」を参照

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

- 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止（第103条） 資料編第3「法規」を参照

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の から の措置を講ずべきことを命ずる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

様式は、資料編第4「様式」を参照

既存の法令に基づく措置と から の措置との対応関係は次頁の別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

様式は、資料編第4「様式」を参照

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区 分	措 置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物(同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。)	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、	消防法第12条の	○	○

	又は取り扱うもの	3		
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物(同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法 第45条		
高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高压ガス(同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。)	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高压ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高压ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高压ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高压ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高压ガス保安法 第39条		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及	厚生労働大臣(医薬品、医療機器等の品質、	○	○	○

び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)			
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

●石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処(第104条)

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

和歌山県石油コンビナート等防災計画参照

第2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 放射性物質等による汚染の拡大防止（第107条・第108条） 資料編第3「法規」
- 土地等への立入（第109条） を参照
- 協力要請に係る安全の確保（第110条）

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行うものとする。

緊急通報の発令（第99条）

資料編第3「法規」を参照

退避の指示（第112条）

警戒区域の設定（第114条）

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて地方衛生研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

核攻撃等の場合	県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 様式は、資料編第4「様式」を参照
生物剤による攻撃の場合	県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。 県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県環境衛生研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。
化学剤による攻撃の場合	県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長の権限 知事又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3号	死体	・ 移動の制限

		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

様式は、資料編第4「様式」を参照

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

- 市町村長の退避の指示等（第112条）

資料編第3「法規」を参照

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「市○○町×丁目、××市 町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「市○○町×丁目、××市 町○丁目」地区の住民については、○○地区の（一時）避難場所へ退避すること。

屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

県は、退避の指示を放送事業者に通知するとともに、必要に応じ退避の指示の内容の放送を依頼する。

県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施し、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。

当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官又は海上保安官による退避の指示等

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 知事、市町村長の事前措置

- 市町村長の事前措置等（第 1 1 1 条）

資料編第 3「法規」を参照

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物 件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をするものとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をすることができる。

3 警戒区域の設定

- 警戒区域の設定（第 1 1 4 条）

資料編第 3「法規」を参照

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、県ホームページや広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

県は、警戒区域の設定を放送事業者へ通知するとともに、必要に応じ警戒区域設定の内容の放送を依頼する。

警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

様式は、資料編第 4「様式」を参照

当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適

切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

様式は、資料編第4「様式」を参照

4 応急公用負担等

- 応急公用負担等（法第113条）

資料編第3「法規」を参照

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

- 武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示（第117条） 資料編第3
- 武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示（118条） 法規」を参照
- 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（第119条）
- 消防等に関する安全の確保（第120条）

(1) 消防に関する措置等

消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行うものとする。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施するものとする。

(2) 消防等に関する指示

市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊

急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

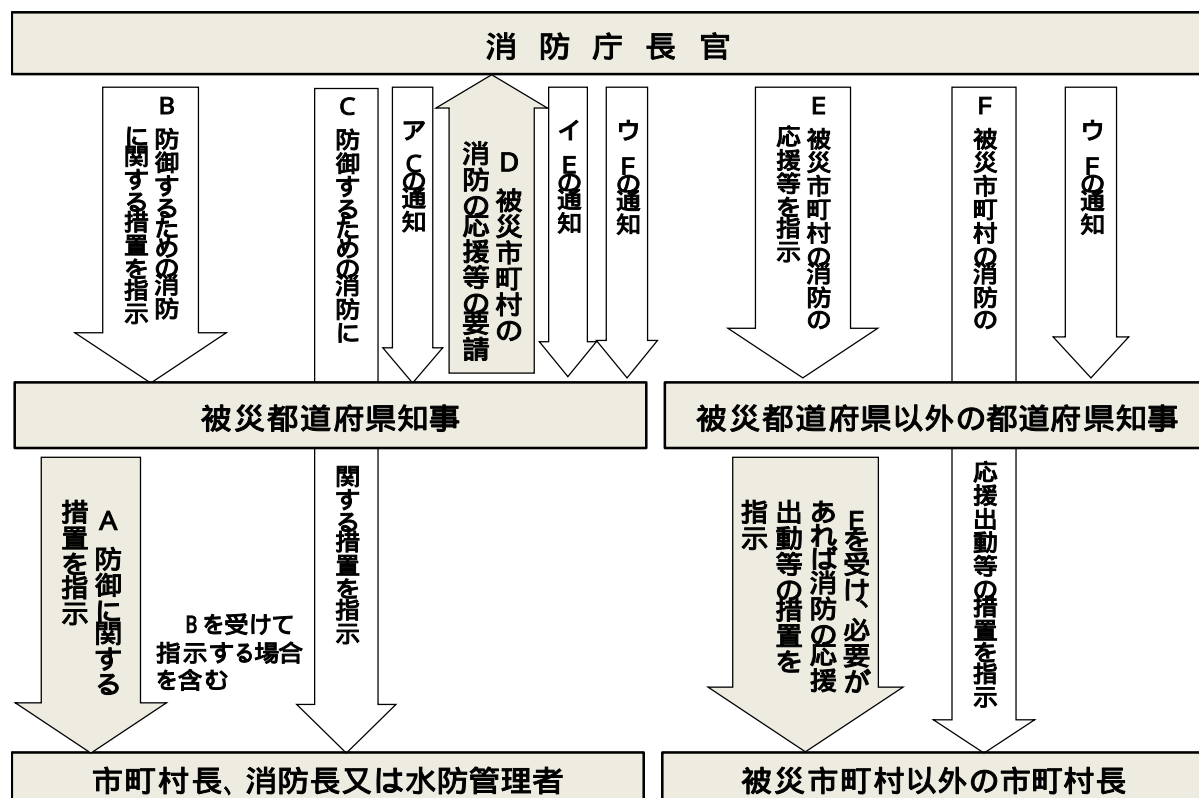
知事は、自らの県が被災していない場合において、 の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知



消防等に関する指示の枠組み

注) 図中の 、 、 は、それぞれP 1 1 1 , 1 1 2 の(2) 、(2) 、(2) に対応しており、 ア、 イ、 ウは、それぞれP 1 1 2 の ア、 イ、 ウに対応している。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 被災情報の収集（第 126 条） 資料編第 3「法規」を参照
- 被災情報の報告（第 127 条）
- 被災情報の公表等（第 128 条）

(1) 被災情報の収集及び報告

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、次の情報について収集する。

- ・ 武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域
- ・ 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- ・ 人的及び物的被害の状況等の被災情報

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

要領は、資料編第 6「参考資料」を参照

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに消防庁に報告する。

県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について様式（資料編第 4「様式」を参照）に従い、電子メール、FAX 等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに、警察庁及び近畿管区警察局に速やかに連絡する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

様式は、資料編第 4「様式」を参照

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

保健衛生対策	避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。 この場合において、高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。
防疫対策	避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。
食品衛生確保対策	避難先地域における食中毒等の防止を図るため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。
栄養指導対策	避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

県は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

平素から、県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合において、県教育委員会は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

- 生活関連物資等の価格の安定等（第 129 条） 資料編第 3「法規」を参照
- 金銭債務の支払猶予等（第 130 条）
- 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等（第 131 条）
- 武力攻撃災害に関する融資（第 132 条）
- 通貨及び金融の安定（第 133 条）

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

- (2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及

びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。

（物価統制令第30条第1項）

【価格安定のための措置に関する法令】

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

（昭和48年法律第48号）

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

- 電気及びガス並びに水の安定的な供給(第134条) 資料編第3「法規」を参照
- 運送、通信及び郵便等の確保(第135条)
- 医療の確保(第136条)
- 公共的施設の適切な管理(第137条)
- 武力攻撃災害に関する指導、助言等(第138条)

(1) 県による生活基盤等の確保

河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 市町村による生活基盤等の確保

水道事業者及び水道用水供給事業者である市町村は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

河川管理施設及び道路の管理者である市町村は、河川管理施設及び道路を適切に管理するものとする。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保

電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関並びに電力広域的運営推進機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計

画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとされている。

一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとされている。

道路の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理することとされている。

第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

- 交通の規制等（第 1 5 5 条）

資料編第 3「法規」を参照

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用方針を踏まえ適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両に

よる緊急通行車両の先導等を行う。

運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保するものとする。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

- 赤十字標章等の交付等（第 1 5 7 条） 資料編第 3 「法規」を参照
- 特殊標章等の交付等（第 1 5 8 条）

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等（法第 1 5 7 条）

標章	第一追加議定書第 8 条（l）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）
信号	第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）
身分証明書	第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は後記のとおり。）
識別対象	医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。

また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

特殊標章等（法第 1 5 8 条）

特殊標章	第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）
身分証明書	第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は後記のとおり。）
識別対象	国民保護関係者、保護のために使用される場所等

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用

させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者

（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

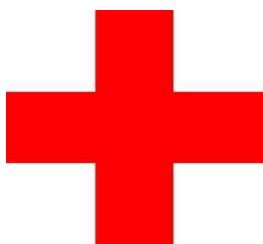
知事	・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員 ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
県警察本部長	・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員 ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

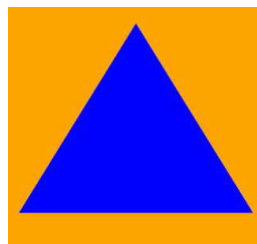
県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

[赤十字標章]



（白地に赤十字）

[特殊標章]



（オレンジ色地に青の正三角形）

[第一追加議定書付属書 に規定する身分証明書のひな型]

表面

(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の	医療関係者用 臨時の
for PE TE	lian medical personnel
氏名/Name 生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

[国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第4編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続き等

県は、国民保護措置の実施に伴う国民の権利利益の救済に係る手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)	国民の保護のための措置を実施する担当班を構成する課室
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 3 項)	
	車両等の破損措置に関すること。 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法 第 76 条の 3 第 2 項後段)	
実費弁償 (法第 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第 85 条第 1・2 項)	総務課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	
	医療の実施の要請等によるもの(法第 85 条第 1・2 項)	
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び

国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

和歌山県国民保護計画

平成 18 年 1 月
(平成 21 年 3 月 一部 変更)
(平成 26 年 2 月 一部 変更)
(平成 27 年 6 月 一部 変更)
(平成 28 年 6 月 一部 変更)
(平成 30 年 6 月 一部 変更)
(令和 7 年 4 月 一部 変更)

和歌山県 危機管理消防課部 危機管理局 危機管理消防課

〒640 - 8585

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

TEL 073 - 432 - 4111 (代表)

073 - 441 - 2273 (直通)

FAX 073 - 422 - 7652

E-mail e0901001@pref.wakayama.lg.jp
